

第3章 計画の基本的な方向性

1 自殺対策の基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない上田市」を目指して

2 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱に挙げられている「自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」を踏まえ、本計画においては、以下の基本認識を念頭に置いて自殺対策を推進します。

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・毎年20人以上が自殺で亡くなる状況は続いており、自殺対策は継続して取り組む課題である
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策を推進する
- ・地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

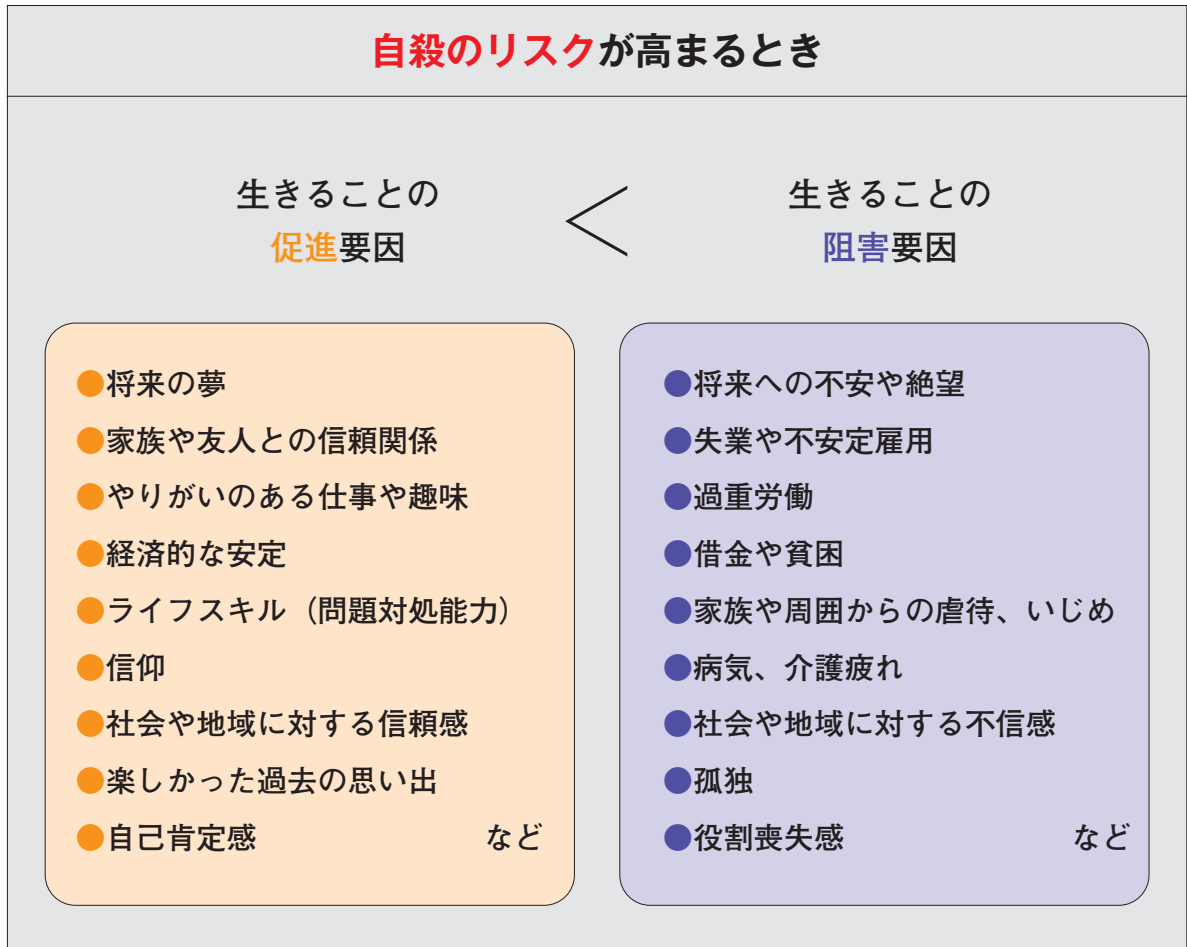
3 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、上田市では以下の6項目を自殺対策の基本方針とします。

(1) 「生きることの包括的な支援」としての対策の推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通して、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものでもあることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた施策としての意義も持ち合わせるものです。



<いのち支える自殺対策推進センター作成>

（2）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐには精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという自覚のもと、緊密に連携する必要があります。

（3）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

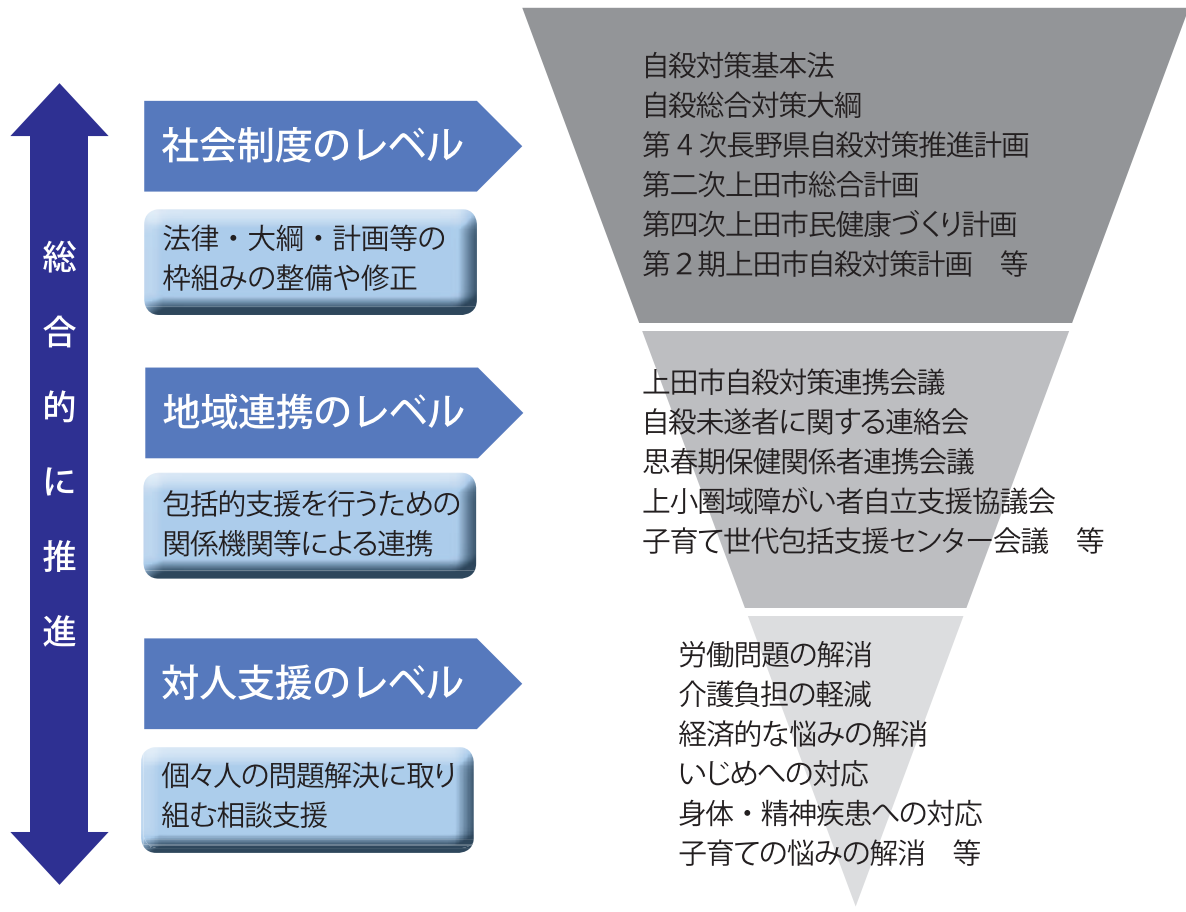
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的には、「事前対応」「自殺発生の危機対応」「事後対応」の各段階ごとに、効果的な施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童・生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

三階層自殺対策連動モデル：TISモデル

「社会制度」「地域連携」「対人支援」の3つのレベルの有機的な連動により、総合的な自殺対策を推進する



段階に応じた対応の内容

- ・事前対応…心身の健康の保持・増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及・啓発等、自殺の危険性が低い段階での対応
- ・危機対応…現に起こりつつある自殺の危険に介入し、自殺を防ぐための対応
- ・事後対応…自殺で身近な人を亡くした遺族や職場の同僚等への支援や、自殺未遂をした人が再び自殺行動に至らないようにするための支援の対応

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及活動を行うことが重要です。

また、全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、気づいたら速やかに専門家につなぎ、見守っていかれるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、上田市だけでなく、国、県、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たしうる役割を明確化、共有化し、相互に連携・協働しながら取組を推進します。

【国】

自殺対策を総合的に策定し、実施する。

【県】

自殺対策を県全体の取組として推進する。

広域的な啓発・体制整備・取組の展開、市町村・民間団体との連携・支援。

【市】

地域の特性に応じた取組を策定し、実施する。

住民の暮らしに密着した自殺対策を推進する。

【関係団体、民間団体、企業】

それぞれの活動内容の特性に応じて積極的に自殺対策に参画する。

【住民】

自殺は社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、県、市、民間団体などの自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを共通認識とします。

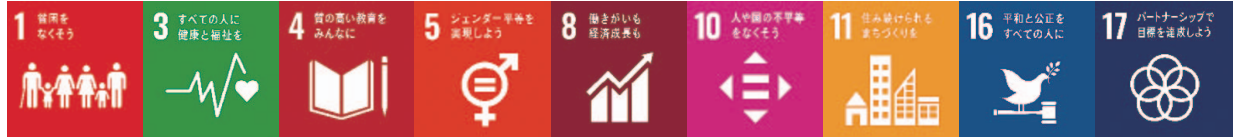
4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、令和12（2030）年までに達成を目指す国際目標です。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的な目標（ゴール）と169の具体的な行動目標（ターゲット）で構成されています。

自殺総合対策大綱において、「自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての理念も持ち合わせるものである」とされていることを受けて、本計画に掲げる施策の推進においても、SDGsのゴールとの関連を意識し、本計画の推進がSDGsにおけるゴールの達成に資するものとして位置付けます。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsのゴールは以下のとおりです。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 4 質の高い教育をみんなに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 8 働きがいも経済成長も | |



5 計画の目標値

目標値は、計画期間の令和11年までに、令和4年の自殺死亡率15.52を20%以上減少（自殺死亡率を12.4以下にする）とします。

なお、国は自殺総合対策大綱における当面の目標として、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる（自殺死亡率を13.0以下にする）」ことを掲げています。

また、長野県は「令和9年までに12.2以下にする」ことを目標としています。

	目標値 (自殺死亡率)	現状値	備考(出典等)
上田市	12.4以下 (R11年)	15.52 (R4年)	厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・居住地) R4年と比べて20%以上の減少
国	13.0以下 (R8年)	16.4 (R2年)	厚生労働省「人口動態統計」 H27年(18.5)と比べて30%以上の減少
県	12.2以下 (R9年)	16.3 (R3年)	厚生労働省「人口動態統計」